

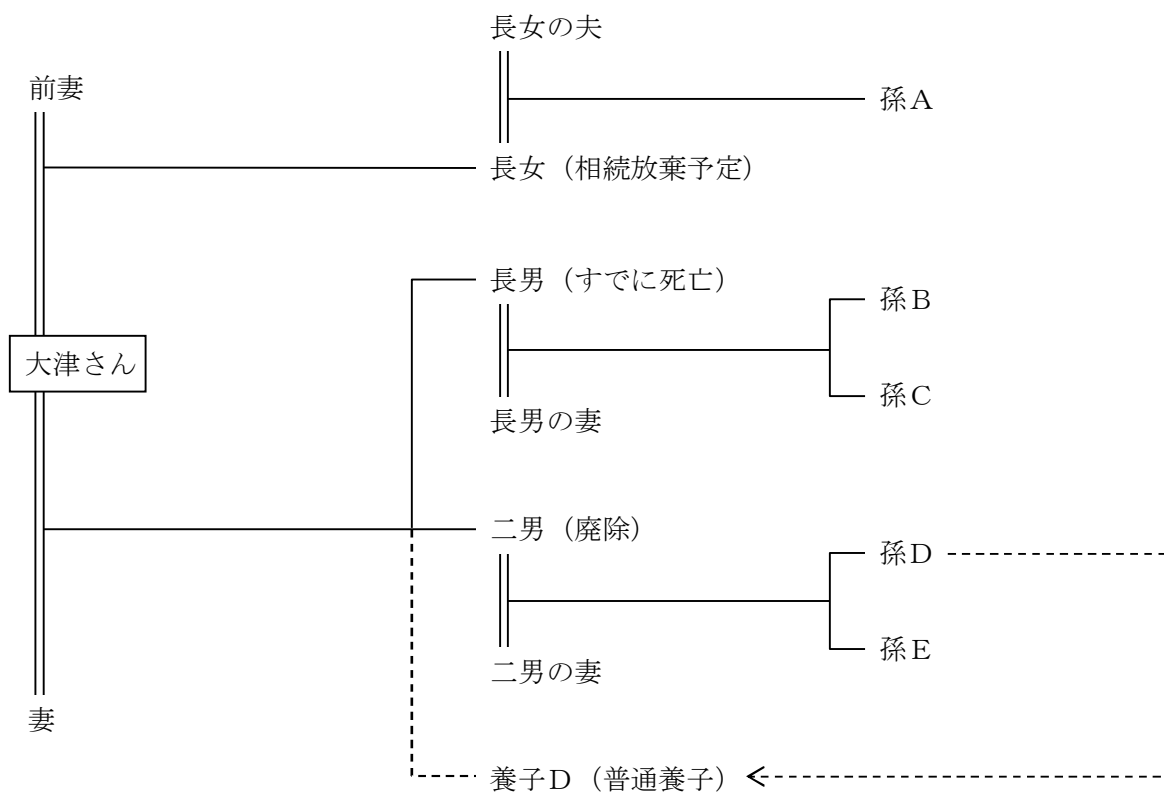
問 1

次の設例に基づき、相続の概要に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

大津和夫さん（以下「大津さん」という）は、将来の相続対策について検討している。2019年11月末の大津さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、大津さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、大津さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



- ・ 大津さん夫婦は、2010年6月に孫Dを普通養子としている。
- ・ 大津さんは、2010年6月に、二男について推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求し、これが認められている。
- ・ 長女は、大津さんの相続について、相続の放棄をする予定である。

## (問題1)

(設問A) 2019年11月末に大津さんに相続が開始した場合、大津さんの相続に係る養子D(孫D)の民法上の相続分として、正しいものはどれか。なお、長女は相続の放棄をするものとする。

1.  $\frac{3}{16}$
2.  $\frac{1}{4}$
3.  $\frac{1}{6}$
4.  $\frac{1}{8}$

## (問題2)

(設問B) 2019年11月末に大津さんに相続が開始した場合、大津さんの相続に係る相続税の総額等を計算するうえでの養子D(孫D)の法定相続分として、正しいものはどれか。なお、長女は相続の放棄をするものとする。

1.  $\frac{3}{20}$
2.  $\frac{3}{16}$
3.  $\frac{1}{4}$
4.  $\frac{1}{6}$

(問題3)

(設問C) 大津さんは、養子D(孫D)に対し、生計の資本とするために以下の財産を贈与しており、この贈与は養子D(孫D)の特別受益となるものである。2019年11月末に大津さんに相続が開始した場合、養子D(孫D)が贈与を受けた財産のうち、大津さんの相続に係る特別受益の額として、正しいものはどれか。

贈与財産	贈与年月	贈与時の価額		相続開始時の価額		備考
		時価	相続税評価額	時価	相続税評価額	
絵画	2012年3月	6,000千円	5,000千円	10,000千円	8,000千円	(注1)
上場株式	2012年3月	25,000千円	24,000千円	22,000千円	20,000千円	(注2)

(注1) 養子D(孫D)は贈与を受けた絵画を2012年中に売却しており、相続開始時の価額は、養子D(孫D)がその絵画を大津さんの相続開始時まで売却せずに、原状のまま保有していた場合の価額である。

(注2) 養子D(孫D)は、贈与を受けた上場株式を2012年中に売却しており、相続開始時の価額は、養子D(孫D)がその上場株式を大津さんの相続開始時まで売却せずに、原状のまま保有していた場合の価額である。

1. 28,000千円
2. 29,000千円
3. 31,000千円
4. 32,000千円

**(問題4)**

(設問D) 相続の承認および放棄に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 被相続人甲の相続人乙が3ヵ月の熟慮期間内に相続の承認または放棄をしないで死亡した場合、乙の相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から、原則として3ヵ月以内に、甲に係る相続の承認または放棄をしなければならない。
2. 相続人丙が相続の放棄をした後であっても、保険契約者（保険料負担者）および被保険者が被相続人である生命保険契約上の死亡保険金の受取人に丙が指定されていた場合、その死亡保険金を受け取ることができる。
3. 相続開始後においては、相続人は家庭裁判所に所定の書類を提出して、相続の放棄や遺留分の放棄をすることができるが、相続開始前においては、いずれの放棄もすることができない。
4. 相続の放棄をした後においては、その相続の放棄を撤回することはできないが、強迫や詐欺によって相続の放棄をした場合には、相続の放棄を取り消すことができる。

**(問題5)**

(設問E) 普通養子に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 養子となる者は、養親となる者の尊属または年長者であってはならない。
2. 養子となる者が15歳未満である場合、その法定代理人が、養子となる者に代わって、養子縁組の承諾をすることができる。
3. 普通養子縁組は、実親または養親のいずれに相続が開始しても、養子はその相続人となる。
4. 民法上、養子縁組をすることができる普通養子の数は、養親に実子がある場合は1人まで、実子がない場合には2人までに制限されている。

**(問題6)**

(設問F) 遺贈に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 包括受遺者は、遺言者の死亡後いつでも、他の共同相続人に対してその包括遺贈の放棄をする旨の意思表示をすることにより、その包括遺贈の放棄をすることができる。
2. 遺言者に債務がある場合、包括受遺者は、遺産および債務を承継する。
3. 遺言者の死亡以前に特定受遺者が死亡した場合、その特定遺贈は効力が生じない。
4. 特定受遺者が相続人である場合、その者は、その特定遺贈の放棄をしても、相続の放棄をしなければ相続により財産を取得することができる。

## 問2

遺言および成年後見制度等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題7)

(設問A) 自筆証書遺言書に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 自筆証書遺言書の保管者または自筆証書遺言書を発見した相続人が、相続の開始があったことを知った後、その遺言書について家庭裁判所の検認を受けなかった場合、その遺言書は無効となる。
2. 成年被後見人は、たとえ事理を弁識する能力を一時回復した時であっても、自筆証書遺言書を作成することができない。
3. 自筆証書遺言書の日付を「2019年11月吉日」と記載した場合、その日を特定できないため無効となる。
4. 自筆証書遺言書は、遺言の本文をパソコンで作成しても、遺言者がすべてのページに署名押印すれば有効である。

## (問題8)

(設問B) 公正証書遺言書に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 公正証書遺言書において遺言執行者を指定する場合、その遺言執行者は公正証書遺言書の証人である必要はない。
2. 公正証書遺言書は、遺言者の住所地を管轄する公証役場において作成しなければならない。
3. 遺言者が公正証書遺言書の正本の一部を故意に破棄した場合、その破棄した部分については遺言を撤回したものとみなされる。
4. 遺言者の生存中に、その推定相続人が、遺言者が作成した公正証書遺言書の有無を公証役場に照会した場合、公証役場から回答を得ることができる。

## (問題9)

(設問C) 遺産分割協議に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 共同相続人による遺産分割協議が成立した場合には、民法の定めに従った様式により遺産分割協議書を作成し、共同相続人全員がこれに署名し、印を押さなければならない。
2. 遺産分割協議が成立した後に遺言書が発見され、その遺言による子の認知があった場合、その子を含めた相続人全員で、遺産分割協議をやり直さなければならない。
3. 相続税の申告期限までに財産の全部または一部について遺産分割協議が成立しない場合、その分割されていない財産は、原則として、各相続人が均等に取得したものとして相続税の課税価格を計算しなければならない。
4. 代償分割を行った場合、相続により財産を取得した相続人が、他の相続人に代償財産として交付した財産が土地や建物であるときは、交付時の時価でその土地や建物を譲渡したものとして、代償財産を交付した相続人の所得税の課税対象となる。

## (問題10)

(設問D) 法定後見制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 後見、保佐および補助開始の審判を受ける本人以外の者が、その審判の申立てをする場合、後見および保佐については本人の同意を必要としないが、補助については本人の同意を必要とする。
2. 法定後見制度は、原則として精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者が対象であるが、事理を弁識する能力が十分であっても、身体に障害があるために十分な財産管理等の行為を行うことができない者も対象となる。
3. 成年被後見人が行った日常生活に関する行為以外の法律行為は、事前に成年後見人の同意を得ていた場合であっても、成年被後見人および成年後見人が、これを取り消すことができる。
4. 成年後見人が、相続人である成年被後見人を代理して遺産分割協議に参加する場合、成年後見監督人が選任されているときは、その成年後見監督人の同意を得なければならない。

## (問題 1 1)

(設問E) 成年後見登記制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 任意後見監督人の選任の審判が行われた場合、裁判所書記官の嘱託によってその旨の登記がされる。
2. 法定後見および任意後見の各種登記や窓口での登記事項証明書の交付等の成年後見登記事務は、いずれも東京法務局（本局）のみで取り扱っている。
3. 任意後見契約を公正証書によって締結した場合、公証人の嘱託によって、その契約内容が登記され、その契約の効力が直ちに発生する。
4. 成年被後見人が自宅の土地建物を売却する場合、その土地建物の買主は、法務局に対して買主であることを理由に後見登記に係る成年後見登記事項証明書の交付を請求することができる。





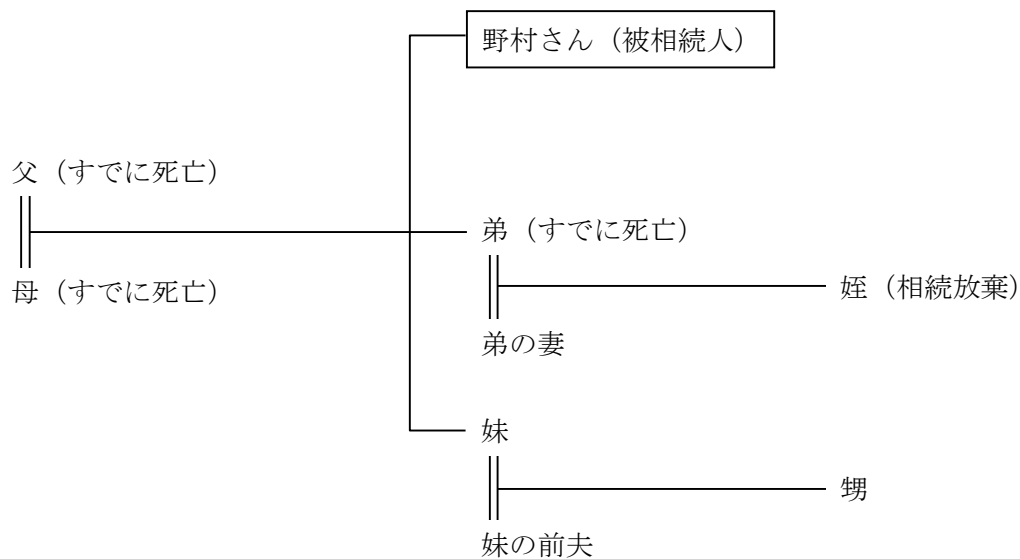
問3

次の設例に基づき、相続税の仕組みと課税財産に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

野村千恵子さん（以下「野村さん」という）は、2019年8月11日に東京都内の自宅で死亡した。野村さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、野村さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、野村さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はいない。

[相続人等関係図]



- ・ 姪は、野村さんの相続について、相続の放棄をしている。
- ・ 妹は野村さんの相続により、姪、弟の妻および甥は特定遺贈により財産を取得している。

## (問題 1 2)

(設問A) 相続人等が野村さんから生前に贈与を受けた以下の財産のうち、各相続人等の相続税の課税価格に加算される財産の価額の合計額として、正しいものはどれか。

贈与年月	受贈者	贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
2016年4月	甥	現金	3,000千円	—
2017年9月	姪	現金	1,100千円	—
2018年2月	妹	債務の弁済による利益	5,000千円	(注)

(注) 妹が債務者である銀行借入金を野村さんが弁済することにより、妹が利益を受けたものであり、野村さんが弁済した銀行借入金の金額(5,000千円)について、妹が野村さんから贈与により取得したとみなされるものである。

1. 1,100千円
2. 3,900千円
3. 5,000千円
4. 6,100千円

## (問題 1 3)

(設問B) 野村さんの死亡により、野村さんが保険(共済)契約者(保険料および共済掛金負担者)であった生命保険(共済)契約に基づき、相続人等は以下の死亡保険金(共済金)を一時金で受け取った。これらの金額のうち、各人の相続税の課税価格に算入される金額(生命保険金等の非課税金額控除後の金額)の合計額として、正しいものはどれか。

区分		被保険者	死亡保険金・ 死亡共済金受取人	金額
PA共済	死亡共済金	野村さん	妹	9,000千円
PM保険	死亡保険金		姪	4,500千円
			弟の妻	4,500千円

1. 8,000千円
2. 9,000千円
3. 10,500千円
4. 13,000千円

(問題 14)

(設問C) 野村さんの妹は、野村さんが所有していた以下の宅地を相続により取得した。野村さんの相続に係る相続税の計算において、これらの宅地に係る妹の相続税の課税価格に算入される金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、妹の相続税の課税価格に算入される金額が最も低くなるように小規模宅地等の特例を適用するものとし、適用面積は小数点以下第1位を四捨五入すること。

	地積	相続開始時の相続税評価額 (小規模宅地等の特例適用前)	備考
甲宅地	132m <sup>2</sup>	52,800千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲宅地は、野村さんの自宅の敷地であり、相続開始の直前において、野村さんの居住の用に供されており、野村さんと同居していた者はいない。</li> <li>相続開始の直前において、妹および甥は、妹が所有する自宅に居住していた。</li> </ul>
乙宅地	400m <sup>2</sup>	120,000千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>乙宅地は、相続開始の直前において、野村さんの貸付事業の用に供されていたものである(注)。</li> <li>妹は、相続税の申告期限までに貸付事業を引き継ぎ、乙宅地を相続税の申告期限まで引き続き所有し、かつ、貸付事業の用に供している。</li> </ul>

(注) アスファルト舗装の月極駐車場であり、相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供されたものではない。

<貸付事業用宅地等がある場合の限度面積の算式>

$$A \times \frac{200}{400} + B \times \frac{200}{330} + C \leq 200 \text{ m}^2$$

A：特定事業用宅地等の面積

B：特定居住用宅地等の面積

C：貸付事業用宅地等の面積

1. 70,560千円
2. 100,560千円
3. 112,560千円
4. 142,800千円

## (問題 15)

(設問D) 野村さんの妹は、野村さんの死亡により、野村さんが勤務していた会社から、以下の退職手当金、弔慰金および給与を受け取った。これらの金額のうち、相続財産とみなされて退職手当金等として妹の相続税の課税価格に算入される金額（退職手当金等の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、野村さんの死亡時の賞与以外の普通給与は月額500千円、死亡前1年間の賞与の支給総額は2,400千円であり、野村さんの死亡は業務上の死亡ではない。

区分	金額	備考
退職手当金	15,000千円	退職金規程に基づくものであり、2019年9月20日に支給額が確定し、2019年9月20日に支払われた。
弔慰金	5,000千円	弔慰金規程に基づくものであり、実質的に退職手当金に該当する部分はなく、2019年9月20日に支払われた。
給与	500千円	給与規程に基づく2019年8月分の給与（支給期8月20日）であり、2019年8月20日に支払われた。

1. 5,800千円
2. 7,000千円
3. 7,500千円
4. 12,000千円

(問題 16)

(設問E) 野村さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務および葬式費用に関連するものは以下のとおりであり、各人が負担した金額は、いずれも相続または遺贈により取得した財産の価額の範囲内であった。野村さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務控除をすることができる金額の合計額として、正しいものはどれか。

内容	金額	負担者	備考
野村さんに係る準確定申告の所得税	200千円	妹	—
固定資産税	300千円	妹	(注1)
税理士報酬	1,200千円	妹、姪、弟の妻および甥	(注2)
通夜飲食費	1,600千円	妹、姪、弟の妻および甥	(注3、4)
納骨に要した費用	800千円	妹、姪、弟の妻および甥	(注5)

(注1) 2019年度分の固定資産税で、納期限が未到来のものである。

(注2) 野村さんの相続税の申告に関する報酬で、各人が300千円ずつ負担した。

(注3) 野村さんの職業、財産その他の事情に照らして相当であると認められる金額である。

(注4) 各人が400千円ずつ負担した。

(注5) 各人が200千円ずつ負担した。

1. 1,100千円
2. 1,700千円
3. 2,100千円
4. 2,900千円



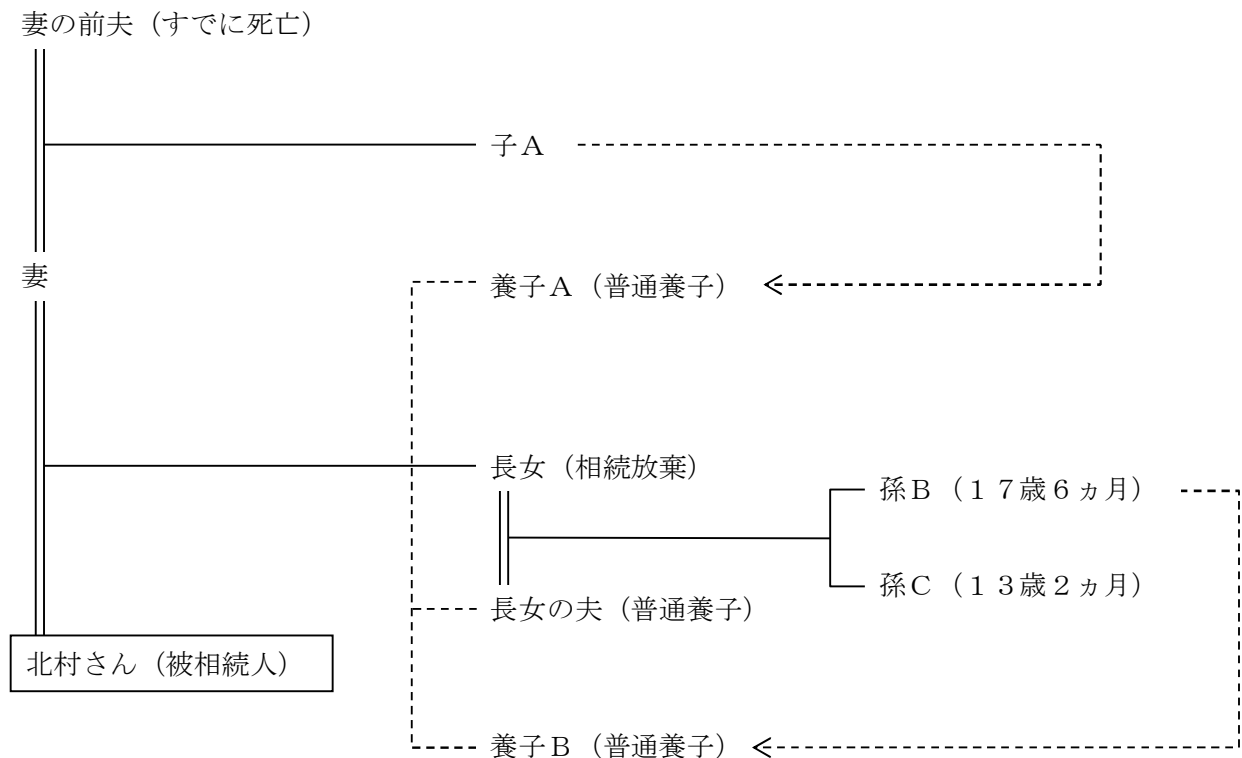
問4

次の設例に基づき、相続税の総額等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

北村芳樹さん（以下「北村さん」という）は、2019年8月2日に埼玉県内の病院で死亡した。北村さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、北村さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、北村さんの所有財産はすべて日本国内にある。

[相続人等関係図]



- ・ 年齢は相続開始時点のものである。
- ・ 北村さんは、1967年に北村さんの妻と前夫の子である子Aを普通養子としている。また、北村さん夫婦は、1996年に長女の夫を、2003年に孫Bを普通養子としている。
- ・ 妻、養子A、長女、長女の夫、養子B（孫B）および孫Cは、いずれも相続または遺贈により財産を取得している。

## &lt;相続税の速算表&gt;

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
10,000千円 以下		10%	—
10,000千円 超	30,000千円 以下	15%	500千円
30,000千円 超	50,000千円 以下	20%	2,000千円
50,000千円 超	100,000千円 以下	30%	7,000千円
100,000千円 超	200,000千円 以下	40%	17,000千円
200,000千円 超	300,000千円 以下	45%	27,000千円
300,000千円 超	600,000千円 以下	50%	42,000千円
600,000千円 超		55%	72,000千円

## (問題17)

(設問A) 北村さんの相続に係る相続税における遺産に係る基礎控除額として、正しいものはどれか。

1. 48,000千円
2. 54,000千円
3. 60,000千円
4. 66,000千円

## (問題18)

(設問B) 仮に、北村さんの相続に係る相続税の課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）が300,000千円であった場合、相続税の総額として、正しいものはどれか。

1. 62,500千円
2. 63,000千円
3. 65,000千円
4. 67,000千円

## (問題19)

(設問C) 仮に、養子B（孫B）および孫Cの未成年者控除前の相続税の算出税額が、それぞれ3,000千円で合計6,000千円であった場合、養子B（孫B）および孫Cの未成年者控除後の相続税の算出税額の合計額として、正しいものはどれか。なお、養子B（孫B）および孫Cは、過去に未成年者控除の適用を受けたことはないものとする。

1. 5,000千円
2. 5,300千円
3. 5,700千円
4. 5,820千円



## (問題20)

(設問D) 北村さんの相続に係る相続税額の計算上、相続税額の2割加算に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 養子B（孫B）および孫Cは相続税額の2割加算の対象となるが、長女の夫および養子Aは相続税額の2割加算の対象とはならない。
2. 養子Aは相続税額の2割加算の対象となるが、長女の夫、養子B（孫B）および孫Cは相続税額の2割加算の対象とはならない。
3. 長女の夫および孫Cは相続税額の2割加算の対象となるが、養子Aおよび養子B（孫B）は相続税額の2割加算の対象とはならない。
4. 養子Aおよび養子B（孫B）は相続税額の2割加算の対象となるが、長女の夫および孫Cは相続税額の2割加算の対象とはならない。



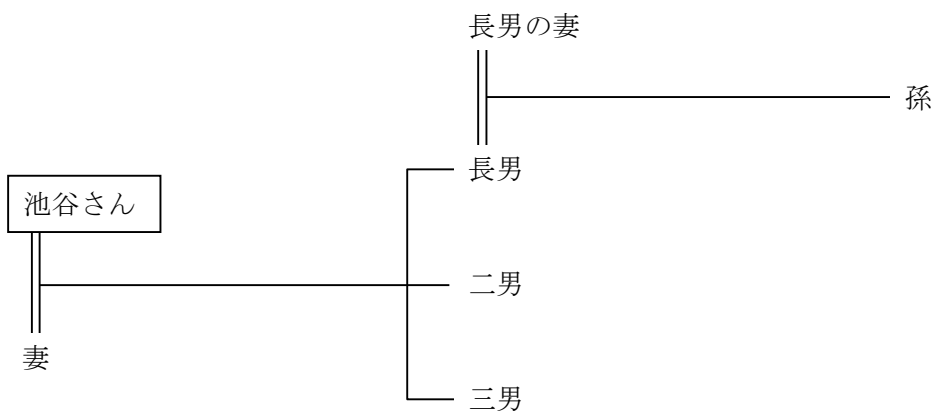
問5

次の設例に基づき、相続対策に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

池谷芳夫さん（以下「池谷さん」という）は、将来の相続対策について検討している。2019年11月末の池谷さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、池谷さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、池谷さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



[池谷さんに相続が開始した場合に相続税の課税対象となる財産]

相続財産の内容	財産の価額	備考
現預金	80,000千円	財産の価額は相続税評価額である。
その他の財産	40,000千円	
死亡保険金	18,000千円	財産の価額は死亡保険金または死亡退職金の非課税金額控除前の受取金額である。
死亡退職金	25,000千円	

- ・ 死亡保険金は、保険契約者（保険料負担者）および被保険者が池谷さん、死亡保険金の受取人が妻である生命保険契約に基づき、妻が取得するものとする。
- ・ 死亡退職金は、池谷さんが勤務している会社から支給されるもので、妻が取得するものとする。
- ・ 池谷さんに相続が開始した場合、妻、長男、二男、三男はいずれも相続により財産を取得するものとする。また、孫は遺贈により財産を取得しないものとする。

## (問題 2 1)

(設問A) 仮に、池谷さん夫婦が孫を普通養子とし、現在の財産の状況のまま、池谷さんに相続が開始した場合、孫を養子とすることによる課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）の引下げ額として、正しいものはどれか。

1. 5,000千円
2. 6,000千円
3. 11,000千円
4. 16,000千円

## (問題 2 2)

(設問B) 仮に、現在の親族関係のまま、池谷さんが保有している現預金から一時払い保険料を支払って、以下の生命保険契約を締結した後に池谷さんに相続が開始した場合、この生命保険契約締結による課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）の引下げ額として、正しいものはどれか。なお、いずれの保険契約においても、相続開始時点の解約返戻率は一時払い保険料の金額の80%であるものとする。

保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	死亡保険金額	一時払い保険料
池谷さん	池谷さん	池谷さんの妻	17,000千円	15,000千円
池谷さん	池谷さんの妻	長男	17,000千円	15,000千円

1. 1,400千円
2. 3,000千円
3. 4,400千円
4. 6,000千円

(問題 2 3)

(設問C) 仮に、現在の親族関係のまま、池谷さんが保有している現預金で以下の建物および宅地を取得し、その後に池谷さんに相続が開始した場合、この不動産の取得による課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）の引下げ額として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

	取得価額	相続開始時の 相続税評価額	備考
建物 (賃貸用アパート)	10,000千円	自用家屋評価額 5,000千円	借家権割合 30% 賃貸割合 100%
宅地 (上記建物の敷地)	30,000千円	自用地評価額 24,000千円	借地権割合 70% 借家権割合 30%

1. 16,040千円
2. 17,540千円
3. 18,200千円
4. 19,700千円

(問題 2 4)

(設問D) 仮に、現在の親族関係のまま、2019年12月に、池谷さんが、保有している現預金を以下のおり贈与し、2020年に池谷さんに相続が開始した場合、この贈与による課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）の引下げ額として、正しいものはどれか。なお、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」および「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」については考慮しないものとする。

贈与者	受贈者	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	備考
池谷さん	二男	現預金	30,000千円	二男は、この贈与について初めて相続時精算課税制度の選択をするものとする。
池谷さん	孫	現預金	3,000千円	孫は、この贈与について相続時精算課税制度の選択をしないものとする。

1. 1,900千円
2. 3,000千円
3. 8,000千円
4. 33,000千円



## 問6

相続税の申告および納付等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題25)

(設問A) 相続税の延納に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 延納申請者が、延納申請期限までに担保提供関係書類を提出することができない場合、所定の届出をすることにより、原則として、1回につき3ヵ月を限度として、最長6ヵ月まで担保提供関係書類の提出期限を延長することができる。
2. 相続税の延納を申請する場合、原則として、延納税額および利子税の額に相当する担保を提供しなくてはならないが、延納税額が1,000千円以下、または延納期間が3年以下であるときは担保の提供は不要である。
3. 延納申請書を提出した場合、原則として、申請書の提出期限の翌日から6ヵ月以内に、延納が許可または却下されるが、担保などの状況によってこの期間は10ヵ月まで延長されることがある。
4. 相続税の延納の担保として提供できる財産は、延納申請者が相続または遺贈により取得した財産に限られており、延納申請者の固有財産や延納申請者以外の第三者が所有する財産は含まれない。

## (問題26)

(設問B) 相続税の物納に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 物納申請が、延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がないとして却下された場合、その物納申請者は、物納が却下された相続税額について、金銭により一時に納付することを困難とする金額を限度として、延納の申請が可能である。
2. 延納の許可を受けた者が、延納条件の履行が困難になった場合に認められる特定物納に係る財産の収納価額は、原則として、特定物納申請書を提出した時の価額である。
3. 物納申請した財産が管理処分不適格財産に該当し、物納申請が却下された場合、その物納申請者は、却下された日の翌日から20日以内に、1回に限り、他の財産による物納の再申請を行うことができる。
4. 物納申請者が物納関係書類を期限までに提出しなかったことにより物納申請を取り下げたものとみなされた場合、相続税の納期限または納付すべき日の翌日からその物納申請を取り下げたものとみなされた日までの期間については、延滞税を納付する必要がある。

**(問題 27)**

(設問C) 所得税の準確定申告等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 被相続人に係る所得税の準確定申告書の提出による還付金を受け取ることができる場合、その還付金は相続税の課税対象となる。
2. 2019年分の所得税の確定申告書を提出すべき者が、2020年1月1日からその提出期限までに確定申告書を提出しないで死亡した場合、その者の相続人は、相続の開始があったことを知った日から3ヵ月以内に、2019年分の確定申告書を提出しなければならない。
3. 以前から事業所得について青色申告書を提出していた相続人が、白色申告書を提出していた被相続人の不動産貸付業を承継した場合、その不動産貸付業については、改めて青色申告承認申請書を提出しなければならない。
4. 被相続人が、その死亡時までに受け取っていなかった公的年金を、相続人が請求し受け取った場合、その未支給年金は被相続人の所得税の課税対象となり、準確定申告書の提出をしなければならない。

**(問題 28)**

(設問D) 相続税の申告手続き等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 相続税の申告書には、被相続人および相続人全員の個人番号（マイナンバー）を記載しなければならない。
2. 相続税の申告期限までに、遺産分割協議が成立せず、相続財産の全部または一部が共同相続人によって分割されていない場合、所定の申請書の提出により相続税の申告期限を延長することができる。
3. 相続税の申告書を提出すべき者が、その提出期限前に納税管理人の届出をしないで日本国内に住所および居所を有しないこととなる場合、原則として、その日本国内に住所および居所を有しないこととなる日までに相続税の申告書を提出しなければならない。
4. 相続税の申告書を申告期限内に提出し、申告期限後に、その申告に係る相続税額に不足額があることが判明した場合、税務署長による更正があるまでの間は、更正の請求をすることができる。



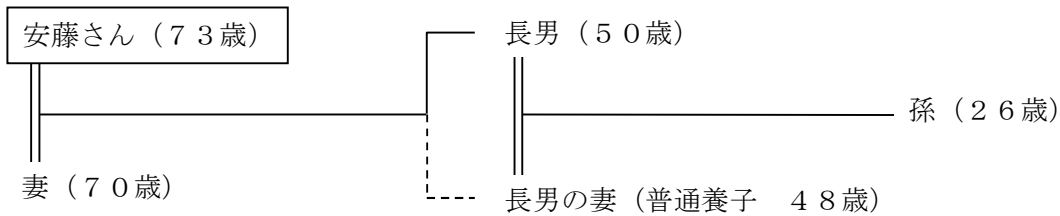
問7

次の設例に基づき、贈与税および相続時精算課税制度に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、贈与税額については、納付すべき税額が最も少なくなるように計算してください。

<設例>

安藤雄介さん（以下「安藤さん」という）は、財産の贈与について検討している。安藤さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、安藤さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、安藤さんおよびその親族が所有する財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



- ・ 年齢は2019年1月1日現在のものである。
- ・ 安藤さん夫婦は、2019年9月に長男の妻を普通養子としている。

<贈与税の速算表>

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	4,000千円 以下	15%	100千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	20%	300千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	30%	900千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	40%	1,900千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	45%	2,650千円
30,000千円 超	45,000千円 以下	50%	4,150千円
45,000千円 超		55%	6,400千円

(ロ) 上記(イ)以外の場合(一般贈与財産、一般税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円以下		10%	—
2,000千円超	3,000千円以下	15%	100千円
3,000千円超	4,000千円以下	20%	250千円
4,000千円超	6,000千円以下	30%	650千円
6,000千円超	10,000千円以下	40%	1,250千円
10,000千円超	15,000千円以下	45%	1,750千円
15,000千円超	30,000千円以下	50%	2,500千円
30,000千円超		55%	4,000千円

<贈与により一般贈与財産と特例贈与財産を取得した場合の贈与税額>

$$\text{贈与税額} = \text{①} + \text{②}$$

- ① すべての財産を一般税率で計算した税額に占める一般贈与財産の割合に応じた税額  
 ② すべての財産を特例税率で計算した税額に占める特例贈与財産の割合に応じた税額

## (問題29)

(設問A) 安藤さんの妻が、2019年中に安藤さんと共有する以下の店舗併用住宅とその敷地について、安藤さんの持分のすべての贈与を受けた場合、妻が納付すべき2019年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、妻は贈与税の配偶者控除の適用要件をすべて満たしており、限度額までその適用を受けるものとする。

贈与財産	贈与時の相続税評価額	贈与直前の持分割合	備考
建物	12,000千円	安藤さん 70% 安藤さんの妻 30%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物は店舗併用住宅である。その居住用部分には安藤さん夫婦が居住しており、店舗部分では安藤さんがクリーニング店を営んでいる。</li> <li>・ 宅地は上記建物の敷地である。</li> <li>・ 建物、宅地ともに居住用部分の割合は60%である。</li> <li>・ 贈与時の相続税評価額は、建物全体および宅地全体の価額である。</li> </ul>
宅地	23,000千円		

1. 2,230千円
2. 700千円
3. 430千円
4. 260千円

(問題30)

(設問B) 安藤さんの長男が以下の財産の贈与を受けた場合、長男が納付すべき2019年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、長男は、安藤さんの妻からの贈与については、相続時精算課税制度を選択しないものとする。

贈与年月	贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
2018年 3月	安藤さん	現金	3,000千円	(注)
2019年11月	安藤さんの妻	上場株式	8,000千円	—
2019年11月	安藤さん	宅地	24,000千円	—

(注) 長男は、この贈与について、初めて相続時精算課税制度を選択している。

1. 1,170千円
2. 1,570千円
3. 1,910千円
4. 1,970千円

(問題31)

(設問C) 長男の妻が、2019年中に以下の財産の贈与を受けた場合、長男の妻が納付すべき2019年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、長男の妻は、相続時精算課税制度を選択しないものとする。

贈与年月	贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額
2019年 7月	安藤さん	絵画	2,000千円
2019年10月	安藤さんの妻	国債	3,000千円
2019年11月	安藤さん	上場株式	5,000千円

1. 1,770千円
2. 1,878千円
3. 1,932千円
4. 2,040千円

## (問題32)

(設問D)「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 2019年中に祖父から10,000千円の金銭の贈与を受けて、本特例の適用を受けた場合、その翌年に父から10,000千円の金銭の贈与を受けたときは、父からの贈与についても本特例の適用を受けることができる。
2. 本特例の適用対象となる受贈者は、結婚・子育て資金管理契約を締結する日において20歳以上50歳未満でなければならないが、所得金額についての制限はない。
3. 本特例の適用を受けた受贈者が所定の年齢に達したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合、非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときは、その残額については、贈与税の課税対象となる。
4. 結婚・子育て資金管理契約が終了する前に贈与者が死亡した場合、非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があっても、その残額については、相続税の課税対象とならない。

問 8

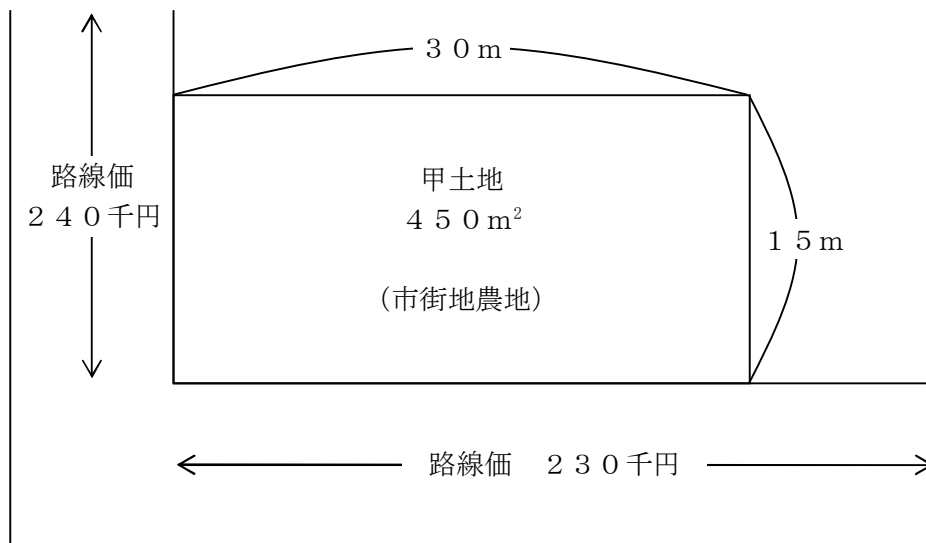
次の設例に基づき、不動産の相続税評価に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

阿久津直之さん（以下「阿久津さん」という）は、所有している不動産の有効利用について検討している。なお、不動産の状況等は以下のとおりである。

[不動産の状況]

(1) 甲土地



- ・ 地区区分 普通住宅地区
- ・ 利用区分 市街地農地（相続税の財産評価上の区分）
- ・ 奥行価格補正率

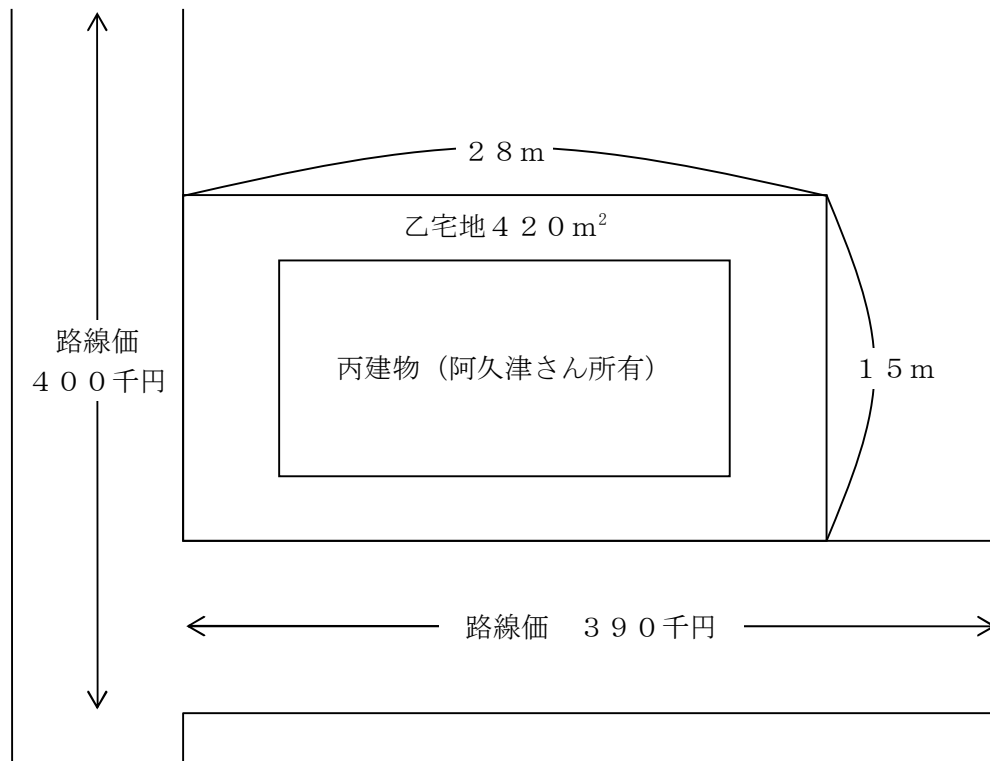
奥行距離	補正率
10m以上24m未満	1.00
24m以上28m未満	0.97
28m以上32m未満	0.95

- ・ 側方路線影響加算率

角地	0.03
準角地	0.02

- ・ その他の補正率および控除については、考慮しないものとする。
- ・ 借地権割合 60%
- ・ 借家権割合 30%
- ・ 甲土地は、借地権の設定に際して権利金その他一時金を支払う取引上の慣行がある地域にある。
- ・ 甲土地は、市街化区域内にある農地で、現在は、耕作の目的に供されている。

(2) 乙宅地および丙建物



- ・ 地区区分 普通住宅地区
- ・ 奥行価格補正率

奥行距離	補正率
10 m以上 24 m未満	1.00
24 m以上 28 m未満	0.97
28 m以上 32 m未満	0.95

- ・ 側方路線影響加算率

角地	0.03
準角地	0.02

- ・ その他の補正率および控除については、考慮しないものとする。
- ・ 借地権割合 60%
- ・ 借家権割合 30%
- ・ 乙宅地は、借地権の設定に際して権利金その他一時金を支払う取引上の慣行がある地域にある。
- ・ 丙建物は、戸建て住宅である。

(問題 3 3)

(設問A) 仮に、現時点で阿久津さんに相続が開始し、妻が甲土地を現況の利用状況のまま相続により取得した場合、甲土地の市街地農地としての相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、市街地農地の相続税評価額は以下の算式により計算するものとし、造成費は700円(1m<sup>2</sup>当たり)とする。

<市街地農地の相続税評価額の算式>

$$\text{市街地農地の相続税評価額} = \left( \frac{\text{その農地が宅地であるとした場合の1m}^2\text{当たりの価額}}{\text{場合の1m}^2\text{当たりの価額}} - 1\text{m}^2\text{当たりの造成費} \right) \times \text{地積}$$

1. 105,237千円
2. 105,390千円
3. 105,552千円
4. 106,263千円

(問題 3 4)

(設問B) 阿久津さんは、甲土地を造成した後、宅地に転用して、自宅兼賃貸用アパートを建築し、妻とともに自宅部分に居住することを検討している。仮に、この建物が完成してアパート部分の賃貸を開始した後に、阿久津さんに相続が開始し、妻が甲土地を相続により取得した場合の甲土地の宅地としての相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、甲土地の宅地としての自用地評価額は105,000千円とし、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。また、阿久津さんの相続開始時の建物の床面積等の状況は以下のとおりとし、甲土地の賃貸部分と自宅部分の割合は、建物における割合と同一であるものとする。

[建物の床面積等の状況]

- ・ 建物の各独立部分の床面積

賃貸されている独立部分の床面積の合計 : 720m<sup>2</sup>

賃貸されていない独立部分(空室)の床面積の合計 : 180m<sup>2</sup>

※相続開始前から空室となっており、一時的な空室とは認められない。

阿久津さんの自宅部分の床面積 : 100m<sup>2</sup>

1,000m<sup>2</sup>

1. 87,990千円
2. 89,691千円
3. 89,880千円
4. 91,392千円

**(問題 35)**

(設問C) 仮に、(問題34)の建物(自宅兼賃貸用アパート)が完成して賃貸を開始した後に、阿久津さんに相続が開始し、建物を妻が相続により取得した場合、この建物の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、相続開始時の建物の固定資産税評価額は40,000千円であり、利用状況は(問題34)のとおりであるものとする。

1. 28,000千円
2. 29,200千円
3. 31,360千円
4. 40,000千円

**(問題 36)**

(設問D) 仮に、丙建物が阿久津さんの居住の用に供されていたときに、阿久津さんに相続が開始し、妻が乙宅地および丙建物を相続により取得した場合、乙宅地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

1. 166,992千円
2. 168,588千円
3. 171,276千円
4. 172,914千円

**(問題 37)**

(設問E) 仮に、阿久津さんが丙建物のすべてを第三者に対して賃貸借契約により賃貸していたときに、阿久津さんに相続が開始し、妻が乙宅地および丙建物を相続により取得した場合、乙宅地の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、乙宅地の自用地評価額は160,000千円とし、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

1. 64,000千円
2. 96,000千円
3. 131,200千円
4. 160,000千円



問9

相続等により取得した財産の相続税評価額等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題38)

(設問A) 2019年11月3日に死亡した山根さんが保有していた上場投資信託(ETF)であるTA上場投信の状況は以下のとおりである。TA上場投信の受益証券1,000口を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、TA上場投信は、金融商品取引所に上場されている。

[TA上場投信の状況]

区分	基準価額 (10口当たり)	取引価格 (最終価格・1口当たり)
2019年8月の毎日の最終価格の月平均額	21,885円	2,185円
2019年9月の毎日の最終価格の月平均額	21,889円	2,188円
2019年10月の毎日の最終価格の月平均額	21,891円	2,190円
2019年11月の毎日の最終価格の月平均額	21,886円	2,189円
2019年11月1日(金)の最終価格	21,818円	2,188円
2019年11月2日(土)の最終価格	—	取引なし
2019年11月3日(日)の最終価格	—	取引なし
2019年11月4日(月)の最終価格	—	取引なし
2019年11月5日(火)の最終価格	21,820円	2,186円

1. 2,181,800円
2. 2,181,900円
3. 2,185,000円
4. 2,187,000円

## (問題39)

(設問B) 2019年11月15日に死亡した井川さんが保有していた定期預金(1年満期)を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、計算過程で端数が生じた場合は小数点以下第1位を四捨五入すること。

[定期預金の状況]

課税時期の預入残高	15,000千円
約定利率(源泉所得税相当額控除前)	0.10%
中途解約利率(源泉所得税相当額控除前)	0.06%
既経過利子計算期間	292日

1. 15,005,760円
2. 15,006,120円
3. 15,009,600円
4. 15,012,000円

## (問題40)

(設問C) 2019年11月15日に死亡した川久保さんは、TB生命保険会社と以下の生命保険契約を結んでいた。この生命保険契約に関する権利を相続人が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。

[TB生命保険]

保険契約者(保険料負担者)	川久保さん
被保険者	川久保さんの妻
相続開始時の解約返戻金額	9,000千円
相続開始時の振替貸付金額	150千円
相続開始時の剰余金の分配額	30千円

1. 8,850千円
2. 8,880千円
3. 9,000千円
4. 9,030千円

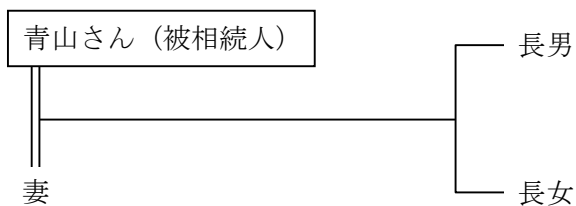
問10

次の設例に基づき、相続税の課税価格等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、国外転出時課税制度については考慮しないものとします。

<設例>

青山光一さん（以下「青山さん」という）は、2019年6月1日にイギリスのロンドンの自宅で死亡した。青山さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はいない。また、記載のない事項については一切考慮しないものとする。

[相続人等関係図]



[国籍および住所地等に関する事項]

相続人等	年月	住所地	日本国籍の有無
青山さんおよび妻	2000年10月まで	京都府	あり
	2000年11月から相続開始時まで	ロンドン	
長男	2018年7月まで	ロンドン	あり
	2018年8月から相続開始時まで	京都府	
長女	2015年11月まで	京都府	あり
	2015年12月から相続開始時まで	ロンドン	

※一時居住者に該当する期間はないものとする。

※日本国籍の有無については、過去に変更はなかったものとする。

[各相続人が相続により取得した財産]

相続人	相続財産	相続開始時の相続税評価額
妻	ロンドン所在の自宅マンション	9,000千円
	SA生命保険（本店ロンドン）からの死亡保険金（大阪支店で契約したもの）	5,000千円
	SB社（本社東京）が発行する社債	6,000千円
長男	SC銀行（本店ロンドン）本店の定期預金	15,000千円
	SD社（本社京都）に対する貸付金債権	4,000千円
長女	ロンドン所在の賃貸不動産	8,000千円
	日本国債	3,000千円

※妻が取得した死亡保険金に係るSA生命保険の保険契約者および保険料負担者は、いずれも青山さんである。なお、保険金額は10,000千円であったが、契約者貸付金5,000千円が控除されて支払われている。

## [債務および葬式費用等]

- ・ SC銀行（本店ロンドン）からの借入金5,000千円は長男が承継した。
- ・ 青山さんの葬式費用（通常のコ費用）3,000千円は、妻、長男および長女が1,000千円ずつ負担した。

## [青山さんから各相続人への生前贈与財産]

受贈者	贈与年月	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	相続時の 相続税評価額
長男	2018年2月	SD社（本社京都）が発行する株式	3,000千円	2,500千円
長女	2018年3月	SC銀行（本店ロンドン）本店の普通預金	5,000千円	5,000千円
長男	2018年3月	SC銀行（本店ロンドン）本店の普通預金	5,000千円	5,000千円

## (問題41)

(設問A) 青山さんの相続に係る妻の相続税の課税価格（生命保険の非課税金額控除前の金額）として、正しいものはどれか。

1. 6,000千円
2. 10,000千円
3. 11,000千円
4. 16,000千円

## (問題42)

(設問B) 青山さんの相続に係る長男の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

1. 7,000千円
2. 13,000千円
3. 16,000千円
4. 21,000千円

## (問題43)

(設問C) 青山さんの相続に係る長女の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

1. 2,000千円
2. 3,000千円
3. 10,000千円
4. 15,000千円

## (問題 4 4)

(設問D) 非居住無制限納税義務者および制限納税義務者に対する相続税および贈与税の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、各規定の適用要件を満たしているものとし、相続税および贈与税に係る日米租税条約については考慮しないものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 相続税において、非居住無制限納税義務者は、未成年者控除の適用を受けることができるが、障害者控除の適用を受けることはできない。
2. 相続税において、被相続人の配偶者が制限納税義務者であった場合には、配偶者に対する税額の軽減の規定の適用を受けることができない。
3. 贈与税において、制限納税義務者は「住宅取得等資金贈与に係る相続時精算課税制度の特例」の適用を受けることができる。
4. 贈与税において、非居住無制限納税義務者は「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けることができない。



問 1 1

次の設例に基づき、事業承継等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

HA株式会社（以下「HA社」という）およびHB株式会社（以下「HB社」という）の代表取締役社長である目黒一男さん（以下「目黒さん」という）は、将来の事業承継および相続対策について検討している。HA社およびHB社に関する状況等は以下のとおりである。なお、目黒さんおよびその親族等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、目黒さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[HA社およびHB社の状況]

●株主構成

株主	両社役職	HA社		HB社	
		保有株数	議決権割合	保有株数	議決権割合
目黒さん	代表取締役	4,500株	90%	2,000株	100%
目黒さんの妻	取締役	400株	8%	0株	0%
目黒さんの長男	取締役	100株	2%	0株	0%
合計		5,000株	100%	2,000株	100%

●資本金等の状況

会社名	HA社		HB社	
資本金等の額	50,000千円		10,000千円	
1株当たりの類似業種比準価額	8,000円		2,000円	
1株当たりの純資産価額	13,000円		6,000円	
1株当たりの配当金額	直前期	年400円（普通配当）	直前期	年300円（普通配当）
	直前々期	年500円（普通配当） 年400円（記念配当）	直前々期	年300円（普通配当）
従業員数	60名		2名	

※HA社の直前々期は会社設立30周年であり、記念配当を行っている。この配当は每期継続することのない配当である。

※従業員数は直前期末以前1年間の継続勤務従業員数である。なお、HA社およびHB社には、継続勤務従業員以外の従業員はいない。

●会社区分等

- ・ H A社およびH B社の株式はいずれも「取引相場のない株式」であり、すべて普通株式である。
- ・ H A社の株式評価上の会社規模は中会社（Lの割合0.90）に該当する。
- ・ H B社の株式評価上の会社規模は小会社（Lの割合0.50）に該当する。
- ・ H A社は特定の評価会社に該当しないが、H B社は土地保有特定会社に該当する。

[その他]

- ・ 株式の評価方式については、それが複数あり任意に選択できる場合には、評価額が最も低くなるような評価方式を選択するものとする。
- ・ 1株当たりの配当還元価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。

<配当還元価額の算式>

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

(注) その株式に係る年配当金額は、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額とする。  
 また、その株式に係る年配当金額が2円50銭未満および無配のものにあつては、2円50銭とする。

[株主の区分に応じた評価方式]

区分	株主の態様			評価方式
同族株主の いる会社	同族株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な同族株主 がない場合	
			中心的な同族株 主がいる場合	
	同族株主以外の株主		配当還元 方式	
同族株主の いない会社	議決権割合の合 計が15%以上 の株主グルー プに属する株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な株主が いない場合	
			中心的な株主が いる場合	
	議決権割合の合計が15%未満の株主グループに属する株主		配当還元 方式	



## (問題45)

(設問A) 仮に、現時点で目黒さんに相続が開始し、目黒さんの保有するHA社の株式のすべてを目黒さんの長男が相続により取得した場合、長男の取得株式に係る相続税額の計算上、1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 8,000円
2. 8,500円
3. 10,500円
4. 13,000円

## (問題46)

(設問B) 仮に、目黒さんが保有するHA社の株式250株をHA社の従業員の広尾さん（同族株主以外の者）に贈与した場合、広尾さんの受贈株式に係る贈与税額の計算上、1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 4,000円
2. 4,500円
3. 5,000円
4. 6,500円

## (問題47)

(設問C) 仮に、従業員数が設例の時点より増加して、HA社の直前期末以前1年間の継続勤務従業員数が75名となった時点で目黒さんに相続が開始し、目黒さんが保有するHA社の株式のすべてを目黒さんの長男が相続により取得した場合、長男の取得株式に係る相続税額の計算上、1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、類似業種比準価額および純資産価額は設例の金額により計算するものとする。

1. 8,000円
2. 8,500円
3. 10,500円
4. 13,000円

## (問題48)

(設問D) 仮に、現時点で目黒さんに相続が開始し、目黒さんの保有するHB社の株式のすべてを目黒さんの妻が相続により取得した場合、妻の取得株式に係る相続税額の計算上、1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 2,000円
2. 2,400円
3. 4,000円
4. 6,000円

## (問題49)

(設問E) 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例（以下「本特例」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については本特例の適用要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 被相続人が飲食店業の用に供していた宅地等を相続により取得した被相続人の配偶者が、その宅地等を相続税の申告期限までに売却した場合、本特例の適用を受けることができない。
2. 被相続人が飲食店業の用に供していた宅地等を遺贈により取得した者が、相続人ではなく、被相続人の孫である場合であっても、本特例の適用を受けることができる。
3. 被相続人が不動産貸付業の用に供していた宅地等は、その不動産貸付業が事業的規模で行われていた場合に限り、本特例の適用を受けることができる。
4. 被相続人が飲食店業の用に供していた宅地等が複数ある場合、複数の宅地等を選択して本特例の適用を受けることができる。

## (問題50)

(設問F) 2018年度税制改正では、事業承継税制について、これまでの措置(一般措置)に加えて特例措置が創設された。「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」(以下「特例措置」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 特例措置の適用を受けようとする中小企業者は、原則として2023年3月31日までに、特例承継計画を都道府県知事に提出し、その確認を受けなければならない。
2. 特例措置の適用を受けるためには、被相続人(先代経営者)に係る相続開始の日の翌日から8ヵ月以内に、都道府県知事に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の認定申請をしなければならない。
3. 特例措置の適用を受けることができる株式の数は、発行済議決権株式総数の3分の2までであり、その納税猶予割合は100%である。
4. 特例措置の適用を受けた後継者である相続人等が経営承継期間内(原則として相続税の申告書の提出期限の翌日から5年以内)に、特例措置の適用を受けた株式の一部を売却した場合、原則として、納税が猶予されている相続税の全額と利子税を併せて納付しなければならない。